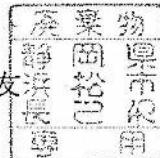


平成30年10月17日

株式会社ミダック

代表取締役 様

浜松市長 鈴木 康友



専門的知識を有する者からの事前質問について（通知）

平成29年9月27日付けで受け付けた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第15条第2項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書について、平成30年10月24日（水）に法第15条の2第3項の規定に基づく専門的知識を有する者に意見を聴くところであるが、専門的知識を有する者より事前に下記の質問が出されました。つきましては、意見聴取会当日に回答できるよう準備をお願いします。

記

【質問】

- 1 道路土工指針では、施工後長期間経過した盛土の安定は、有効応力法によって計算し、急速に盛土する場合には、施行中及び施行直後の安定性などについては全応力法によって検討するとされている。施行中あるいは施工後に浸透水の影響を受けたりすることが想定されるが、有効応力法を用いなかったのはなぜか。
- 2 地震時における埋立廃棄物の流動化を防止する目的で、底面に堰堤を設け、埋立物の縁切りを考慮する必要はないか。
- 3 地すべり対策である地下水排除工により集水された地下水は、どのように地外に流出させるのか。また将来に埋まるアンカーヘッドの腐食防止策についてどのように考えているか。
- 4 埋立廃棄物中に形成される地下水について底部浸出水集排水管の設置を計画しているが、降雨後に形成される地下水の早期排水を行うために、中間位置にも同様な施設を設置する必要性はないか。
- 5 土砂堆積量の予測計算に用いた、埋め立て作業中の400 m³/haと埋め立て完了後の15 m³/haの根拠は。

- 6 粉じん対策について、「効率の良い作業により覆土作業時間を短縮する」旨の手段が挙げられているが、覆土作業を粗雑に行えば却って粉じん発生につながらないか。「効率の良い作業」の具体例を簡潔にでも示すことはできないか。
- 7 石綿について、埋立に至る手順は適正と考えられるが、石綿に対しては健康への懸念が特に強く、環境基準の維持を前提に実現可能な最大限の排出抑制を実施すべきと考える。環境基準値よりも低い自主基準値を設定するなどのさらなる努力が示せないか。
- 8 悪臭について、特に朝晩の時間帯は、安定した大気状態の下で臭気が地表付近を遠方まで移動することも想定され、また在宅比率も高いために苦情につながりやすい。例えば「臭気が遠方まで到達して苦情につながりやすい時間帯が見出された場合には、その時間帯における臭気発生源の操業を控え、悪臭苦情の未然防止に努める」等の対策が追記できないか。
- 9 放流水の塩化物イオン濃度の測定について、1か月に一度の測定で大丈夫か。
(放流水が農地に到達するまでの時間も含めて、濃度抑制対策開始基準値を超過した場合の希釈対応のタイミングなども加味して問題ない間隔なのか。)
- 別紙 4-4.1 p. 4.1-47
- 10 放流水の塩化物イオン濃度の測定について、花見橋での通常の測定間隔、及び濃度抑制対策開始基準値を超過した際の測定間隔も、放流水と同様に明らかにした方が良いのではないか。
別紙 4-4.1 p. 4.1-48
- 11 浸出水処理プロセスで行う活性炭吸着処理およびキレート処理で発生する交換後の活性炭およびキレート樹脂の処理方法は。
別紙 4-4.1 p. 4.1-32～33
- 12 浸出処理水プロセスで行う脱水処理で発生する脱水ケーキは、無条件に場内で埋め立て処分されるのか。外部受入と同様に少なくともWDSは作成した方が良いのではないか。
別紙 4-4.1 p. 4.1-34
- 13 同脱水処理で発生する排水処理方法は。
別紙 4-4.1 p. 4.1-34
- 14 埋立箇所浸出水原水の管理法について

1.5 浸出水処理施設のフローとその内容（処理方法と処理量）、ならびに処理水の水質管理への取組について

浜松市環境部産業廃棄物対策課 許可審査グループ

TEL 053-453-6190

FAX 053-453-6001

E-mail: sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp